



## 「経営者のための情報Note」Vol. 190

		タイトル、及び配布例				
		病院	診療所	歯科医院	福祉施設	一般・その他
A	Philosophy Note フィロソフィ ノート					
B	Medical Note メディカル ノート					
C	Dental Note デンタル ノート					
D	Welfare Note ウェルフェア ノート					
E	Environment Note 環境 ノート					
F	Topics Note トピックス ノート					

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



## Philosophy Note

### 「継続は力なり」～如何にして継続するか～

#### ■ 何故、継続が重視されるのか

行動を継続する目的・目標は「自己実現と成長」と言われています。それは、自分の中に潜む可能性を自分で見つけて十分に發揮させ、大きく育て成熟させることを意味しています。具体的には、資格取得、スキルアップ、スポーツ上達、昇給・昇進の達成、美しく・健康になることなどのターゲットになる行動(=「ターゲット行動」)を継続することなのです。

従って、継続には「日々、地道な努力を積み重ねる」ことが不可欠となります。何故なら、昨日よりは今日、今日より明日、明日よりは明後日と、日々創意工夫、改良改善、革新、地道な努力を毎日毎日繰り返し続けることが継続するコツであり、楽しく続けていける方法だからなのです。

#### ■ 継続するために行動を科学する

行動科学では、「最終結果」だけではなく「プロセス結果」にも目を向け、継続するための3つのポイントを示しています。

1. 行動のコミットメント(誓約書)を作り、ご褒美(アメ)とペナルティ(ムチ)を使い分けコミットする。
2. 「フィードバック」により行動したら必ず評価し、行動の測定結果は、成果に繋らなくても行動したことその事を評価し、常に自分で見られるようにする。
3. サポーターによる援助体制をつくり、新しいことを始めた時は、誰かに「行動したら褒めてもらう」手助けをしてもらう。



#### ■ 如何にして継続するか

1. 「続けたい」という目的を明確にすることにより継続が可能になるので、「ターゲット行動」(不足 or 過剰)を本当に続けたいのか自問自答すること。
2. 増やしたい行動(=「不足行動」)減らしたい行動(=「過剰行動」)を明確にし継続する方法を決めるなど、「ターゲット行動」の行動そのものの正しいやり方を知ること。
3. より具体的な「最終目標」と少し頑張ったら確実に達成出来る程度のハードルとして達成可能な「中間目標」を設定するなど、「ターゲット行動」のゴールを設定し、回りの人に公開すること。
4. 主觀を排除し、定性要因を定量化し、客観的な物差しで「ターゲット行動」をきちんと計測し行動見える形にすること。

#### ■ 継続のためのポイント

1. 高い『志』(=『思い』)を具体化するために、ターゲット(標的)である『志』を明文化し、プロセス結果を記録し評価する。
2. プライオリティ(優先順位)を決め、「不足行動」を増やすとき、邪魔する誘惑による妨害行動を排除する。
3. 「ターゲット行動」を前倒しし、行動を予定の時期より繰り上げて実行する。
4. 「非連続の連続」の功用を自覚し、「三日坊主」の連続を実践する。(3対1で行動が75%に)
5. 決して無理をしないで、余裕をもって、まず出来ることを僅かでも良いから続ける。  
例えば、1日1万歩の散歩の目標も、たまたま4千歩になっても善しとし、ゴルフの練習も、人間の身体が覚えた事は72時間で元に戻ると言われているので、3日に一度、素振りだけでも良いから、必ず継続してトレーニングするようにする。

＜参考文献＞ 石田淳著「『続ける』技術」



## 医療保険制度改革、世代内、世代間の公平性について議論 《厚生労働省》

厚生労働省は10月23日、社会保障審議会・医療保険部会にて医療保険制度改革等について議論を行った。同部会では、医療保険制度改革の進め方について、これまで、我が国は世界に誇るべき国民皆保険を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた背景があるが、この成果を次世代にも継承していくために、中長期的な視点で目指すべき方向性を踏まえた上で、医療保険制度について社会・経済環境の変化に応じた必要な改革を積み重ねていくことが必要とし、特に、日本経済が新たなステージに移行しつつある中での物価や賃金の上昇、人口構造の変化や人口減少を踏まえた医療需要の変化や人材の確保、現役世代の負担の抑制努力の必要性を踏まえた対応が、喫緊の課題としている。

医療保険制度の見直しについては、具体的な議論を進める際の「視点」として、▼世代内、世代間の公平をより確保し全世代型社会保障の構築を一層進める視点、▼高度な医療を取り入れつつセーフティネット機能を確保し命を守る仕組みを持続可能とする視点、▼現役世代からの予防・健康づくりや出産等の次世代支援を進める視点、▼患者にとって必要な医療を提供しつつ、より効率的な給付とする視点——の4つが既に掲げられている。

この日の部会では、4つの視点のうち「世代内、世代間の公平の更なる確保による全世代型社会保障の構築の推進」を取り上げた。厚労省は、高齢者医療を巡る状況として、▼高齢者は一般的に、若年世代と比較し、所得が低い一方で医療費が高い傾向にあるとされているところ、窓口負担割合は、70~74歳は原則2割、75歳以上は原則1割。また、医療給付費は、後期高齢者について現役世代からの支援金と公費で約9割を賄うとともに、65歳~74歳について保険者間の財政調整を行う仕組みを設置、▼受診率は、高齢者を中心に特に入院において改善傾向。年齢階級別の一人当たり医療費・自己負担額では、高齢になるにつれ一人当たりの医療費は高くなるが、一人当たり自己負担額は60代後半をピークに70代以降は低く抑えられている、▼高齢者の医療給付は、介護のように一部の方が長期間利用するのではなく、多くの方が日常的に医療の給付を受ける傾向がある、▼年齢階級別収入では、50代前半をピークに年齢を重ねるにつれ低下。一方、高齢者を含む年齢階級別の所得は増加傾向であり、後期高齢者は所得の種類が多様化するとともに、特に給与所得や利子・配当所得が伸びている。また、高齢者の就業率も上昇傾向——等を挙げた。議論の視点として、▼高齢者の健康状態の変化、所得や経済環境の変化、医療サービスの利用特性等を踏まえつつ、年齢に関わらず負担能力に応じて負担するという全世代で支え合う仕組みの構築の観点、世代内での公平な負担の観点等から、高齢者医療における負担のあり方をどう考えるか、▼「現役並み所得」の判断基準については、2006年以降基準が見直されておらず、政府の「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」において、年齢に関わりなく、能力に応じて支え合うという観点から見直し等について検討を行うこととされているところ、現役世代の収入や社会保険料負担が上昇傾向であること等を踏まえ、そのあり方をどう考えるか——の2点を問題提起した。医療保険制度改革に向けた議論、以降も具体的な課題について議論を重ね、年内にとりまとめるスケジュールとなっている。





## Dental Note

# アマルガム問題と医院での対応

## ■ 水俣条約締結国会議が開幕

水銀使用を段階的に削減する「水俣条約」の議論が進む中、歯科医療におけるアマルガム充填材の扱いが国際的な焦点となっています。日本ではすでに新規使用は事実上ありませんが、過去に施されたアマルガムの撤去・廃棄は今後も避けられない課題です。

この問題は、単なる臨床上の対応に留まらず、医院のリスクマネジメント・患者対応・設備投資・労働安全衛生に直結します。水俣条約は、環境汚染や健康被害のリスクのある水銀の使用を止めることを目的に、2013年に日本の水俣で採択され、2017年から発効しています。その結果、水銀体温計や蛍光灯の生産、流通が段階的に取りやめられるようになりました。歯科治療におけるアマルガム充填材も、同様に規制する流れになっているのです。

アマルガム充填材は約50%の水銀を含んでおり、かつては日本でも広く用いられましたが、2016年に保険適用から外れており、事実上、使用が差し止められています。一方、アメリカ、カナダ、オーストラリアなどでは現在も使用されており、海外のデンタルショーでは、展示、販売されているのを見かけます。アマルガム充填材のメリットは、光重合型のコンポジットレジン充填よりも安価な上、天然歯質をあまり削らなくても良い点にあります。また、殺菌効果があるためか、非常に長持ちで二次う蝕のリスクが少ないとされます。

## ■ 撤去と破棄は今後も課題になる

これに対して、アマルガム充填材のデメリットは、言うまでもなく水銀を含むこと。口腔内に長く放置されるため、その中で水銀が溶出するリスクが懸念されるのです。

「歯科のアマルガムで健康被害が生じた」という例が、社会問題になったことはありません。しかし、高度成長期に水俣病の悲劇を経験した我が国では、水銀による健康、環境への負荷に人々の関心が高いのも事実です。実際、まだアマルガム充填が保険適用だった時期から、「ウチではアマルガムを扱わない。患者にも先生にもリスクがあるから」と決めている中堅ディーラーを取材したことがあります。

新規のアマルガム充填が事実上、行われない現在の日本では、アマルガム充填材が問題になるのは、過去に充填されたアマルガムの撤去と廃棄に関することで、いずれも歯科医師にとって負担となります。

水銀は、他の金属と混ざったアマルガムの状態であれば安定しています。しかし、除去しようと高速の回転切削器具で削ると熱によって気化するため、術者や患者さんが水銀を吸い込むリスクがあり、急性中毒による中枢神経、内分泌系、腎臓の障害の他、体内への蓄積で慢性中毒も懸念されます。

水銀をアマルガムにして使用した例は、奈良時代の大仏建立が有名です。その時、多数の水銀中毒者を生じたのは、金と水銀のアマルガムから金のみを分離するのに水銀を気化・分離させた結果、気化した水銀を作業員たちが吸い込んだためと考えられます。こうした水銀曝露が、歯科治療でも起こりうるということですが、それを防ぐには、本来は「十分な排気システムの下で、術者が防護服を着る」という特殊な環境が必要だという専門家もいます。ここまで対応している歯科医師は稀ですが、最低でも口腔外バキュームなどの補助的な排気装置は必要でしょう。

口腔内から撤去されたアマルガムの廃棄についてはヨーロッパの規制が厳しく、他の医療用廃棄物とは分けて採集・保管し、水銀含有の医療用廃棄物と明記して廃棄することが必要です。日本では、現状、ここまで対応している歯科医院は多くありませんが、水俣条約の解釈、運用次第では、同様の対応が求められる可能性もあります。

アマルガム規制が厳しい国では、専用のアマルガム収集機が販売されており、かなりのコストとスペースを必要とします。こうした機械を装備できるのは、事実上、限られた専門医療機関のみです。撤去時に術者もリスクを負うため、患者さんにも相応の負担をお願いしなければなりません。

新たにアマルガム充填をしなくなっている日本でも、高齢者の多くにはアマルガム充填が施されています。金属アレルギーなどの症状がない限り、積極的に撤去することは求められませんが、「アマルガム撤去」を求める患者さんが受診した際の対応（自院で撤去・廃棄するか、専門機関に紹介するか）を決めておくことは必要でしょう。





Welfare Note

## 介護現場の「賃上げ・物価高」前倒し支援に言及 ～高市首相 所信表明演説～

高市早苗首相は10月24日に行った所信表明演説で、物価高騰の影響で経営が厳しさを増している介護事業所に対し、補助金を手当する考えを明らかにした。

演説の中で高市首相は、物価高対策の一環として「国民の皆様のいのちを守り、安心して必要なサービスを受けていただくためにも、赤字に苦しむ医療機関や介護施設への対応は待ったなし」と強調。「診療報酬・介護報酬については、賃上げ・物価高を適切に反映させていきますが、報酬改定の時期を待たず、経営の改善及び従業者の処遇改善につながる補助金を措置して、効果を前倒します」と明言した。2026年度改定に向けて議論が進められている診療報酬はもちろん、2027年度が定期改定となる介護報酬についても、それを待たずに補助金による事業所への経営改善・賃上げ支援を実施する考えを示した。11月4日の衆議院本会議の代表質問でも、質問に答える形で「(診療報酬・介護報酬について) 経営や職員の処遇改善につながる補助金を措置し、効果を前倒します」と述べた。

補助金は、検討が進んでいる2025年度補正予算案に盛り込まれることになる。



## こども・若者の意見聴取 約67%の自治体が実施 ～こども家庭庁 こども・若者参画及び意見反映専門委員会～

こども家庭庁の「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」は10月29日の会合で、地方自治体におけるこども・若者意見の聴取・反映の取り組み状況に関する初の調査結果(速報値)を公表した。

2023年4月に施行された「こども基本法」(第11条)は、国と地方自治体がこどもに関する施策を策定、実施、評価する場合は、こども・若者や養育者などの意見を反映させるための取り組みを国と地方自治体に義務づけている。調査はこれに基づくもので、2024年に実施。全都道府県・全市区町村(47都道府県、1,747市区町村)を対象に行われ、47都道府県・1,713市区町村から回答を得た。

調査によると、こども・若者から意見聴取を実施した自治体は1,152自治体(47都道府県、1,105市区町村)で、市区町村の約67%が意見を聴いていた。このうち、定期的(複数回)に意見聴取を行った自治体は410自治体(都道府県32、市区町村378。複数回答)で、多くの自治体が不定期(単発)での意見聴取だった。聴取した意見の反映先(反映予定も含む)については、「自治体こども計画やこども・子育てに関する計画」が714自治体、「学校や児童館等の身近な施設の運営方針」が41自治体、「教育に関する計画」が15自治体などとなっている。



## Environment Note

### コメ直販「増やす」4割 ～大規模法人、JA離れ進む～

#### ■ 大規模法人、JA離れ進む

コメを作る大規模農業法人の40.4%が、個人消費者や食品企業・外食産業への直接販売を今後増やす意向であることが3日、日本農業法人協会の調査で分かった。スーパーなどの小売業者への販売も含めると49.1%に上る。顧客ニーズを的確に把握し、売り買い双方の満足度を高めたい考えがある。他方、JAグループを増やすと答えた法人は5.6%にとどまった。JAなどの集荷業者が介在する仕組みから離脱し、消費者と直接つながる動きが一段と進みそうだ。

調査は価格高騰を受け、流通の課題を洗い出すために初めて実施した。コメの流通を巡っては、供給不足に加え、仲介業者が多く絡む複雑な構造の問題を指摘する声もある。直接販売が広がれば、価格交渉を通じて生産者の手取り収入が増えるとともに、流通の中間コストが減って消費者の購入価格が押し上げられる可能性がある。協会会員である農業法人の平均経営規模は66.8haと一般的なコメ農家を大きく上回る。調査は7月1~8日に行い、126の会員が回答した。

調査によると、現状の主な販売先はコメ卸売業者が31.5%、JAグループが23.1%。個人消費者は13.9%で、食品・外食や小売業者を合わせても27.8%にとどまっている。

これに対し、増やしたい販売先は個人消費者が31.7%で最多。食品・外食と小売業者がそれぞれ8.7%だった。卸売業者も19.0%に上る。

理由は「取引価格を安定させたい」が最も多く、次が「取引価格を高くしたい」だった。協会の斎藤一志会長は、直接販売の方が「商品価値が理解されやすく、価格交渉もしやすい」と指摘する。

コメがスーパーなどで品薄となった昨年の「令和の米騒動」以降、インターネット通販や宅配サービスを通じてコメを買う消費者が増えているとみられる。JAの集荷率が低下し、卸や小売りなども含めた業者間の獲得競争が激化。卸売業者は外食企業などと組んで産地と契約する動きを活発化させている。生産者と卸や小売業者、消費者を巻き込んだ新たなコメ流通の模索が始まっている。

#### ■ JA、集荷率26%に低下

昨夏の「令和の米騒動」でスーパーなどからコメが消え、業者間の調達競争が激化した。集荷大手の全国農業協同組合連合会（JA全農）は前年から約30万t減と大きく競り負け、2024年の集荷率が全体の26%に落ち込んだ。生産者が卸売業者との連携や直接販売の傾向を強め、流通が多様化する中で「失地回復」（JA全農幹部）へのハードルは高い。

「集荷で機敏な対応ができなかった」。JA全農の桑田義文理事長ら首脳陣は3月の記者会見で反省を口にした。今秋の収穫に向けて生産者に払う概算金の提示時期を前倒しし、全国の水田で前年より高額でコメを買い集める。

現在、卸売業者は外食や小売業者と組んで大規模農家に直接購入を持ちかけている。山形県の若手農家は「卸売業者はJAと違って販路を拡大してくれるし、コメの乾燥やもみすりを行う施設を新設する時にもお金を出してくれる」と商談を歓迎。直接販売へのシフトは自然な流れだと指摘した。



## Topics Note

# 猛暑に強いコメ普及 ～県内「彩のきずな」が26%～

## ■ 県内「彩のきずな」が26%

猛暑に強い高温耐性品種のコメが作付面積に占める割合が、2024年産は全国で16.3%に達したことが6日、農林水産省への取材で分かった。うち10県は3~5割に上った。面積ベースでは7年で2倍超に拡大。温暖化が厳しくなる中でも収穫量を確保できるため農家のメリットは大きく、コメ価格の安定にも寄与しそうだ。23年産に高温障害が発生して流通量が低下し、コメ不足と価格高騰を招いた教訓を踏まえ、政府は26年度予算で支援を強化する。

農水省の調べでは、全国の主食用米に占める高温耐性品種の作付面積の割合は17年産で6.8%(9万4千ha)だった。24年産は20万5千haで約2.2倍に拡大した。

都道府県別では、高温耐性品種の「さがびより」を持つ佐賀が56.3%と最も高かった。「にこまる」などの長崎が47.4%で続いた。島根(44.7%)や鳥取(39.3%)では「きぬむすめ」が普及した。米どころの山形は30.0%で、主な品種は知名度が高い「つや姫」だ。埼玉では主に「彩のきずな」が26.2%普及している。

流通関係者は「味も良く、銘柄によっては需要に対し、種もみが足りない状態だ」と解説する。北海道や東北、高地など比較的気温が低い地域では必要性が乏しく、導入しないケースもあるが、今後の温暖化の進行を見据えて各地で取り組みは広がりそうだ。

農水省によると、市場の評価が高い1等米比率は23年産で60.9%と、現行制度になって以降、最も低下した。猛暑や渇水の影響で米粒の色が白く濁る高温障害が出たため、精米時に粒が砕けやすかった。かつては80~70%程度を維持していた新潟は14.0%まで落ち込んだ。新潟では高温耐性品種「新之助」などへの転換が進む。

農水省は高温耐性品種の割合を26年産で18.0%に高める目標を掲げ、26年度予算の概算要求で研究開発や種もみの確保を盛り込んだ。「米の需要に応じた増産実現予算」という位置付けだ。

石破政権は事実上の減反(生産調整)から増産へと政策を転換しており、生産者支援策も27年度から見直す。



## ■ コメの高温耐性品種

稲穂が実をつける時期に高温が重なっても品質が劣化しづらく、収穫量も下がらない品種。近年は国の研究機関、農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)が研究開発を進めている。中でも「にじのきらめき」は、コシヒカリより収穫量が多く引き合いが強い。都道府県でも独自に開発と普及に取り組み、店頭に並ぶ品種は増えている。